

令和7年度東海市省エネ家電製品購入促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、省エネ家電製品に買い替える者に対し経費の一部を補助することにより、地球温暖化対策への関心を高め、電気使用量の低減を図ることにより温室効果ガスの排出の量を削減し、もって地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 多段階評価点 エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）に規定する多段階評価点をいう。

(2) 省エネ家電製品 次に掲げる家電製品をいう。

ア エアコンディショナー 次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度：2027年度）が100パーセント以上であるもの。

イ 多段階評価点が3.0以上であるもの。

ウ 未使用品であること。

エ リース品でないこと。

イ 電気冷蔵庫 次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度：2021年度）が100パーセント以上であるもの。

イ 多段階評価点が3.0以上であるもの。

ウ 未使用品であること。

エ リース品でないこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、既に設置している家電製品から同種類の省エネ家電製品に買い替え、自らが居住する住宅に設置した個

人で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和7年4月1日から令和8年3月24日までに当該省エネ家電製品を市内販売店で購入し、設置した者
 - (2) 申請日時点において市内に居住し、かつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者
 - (3) 市税を滞納していない者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でない者
- 2 前項の規定にかかわらず、令和6年度東海市省エネ家電製品購入促進補助金交付要綱（令和6年東海市告示第79号）に基づき補助金の交付を受けた者及びその者と同じ世帯に属する者は、補助対象者としなない。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、省エネ家電製品本体の購入に要した費用（設置、配送、附属品の購入等に係る経費、既設の機器の処分に係る経費並びに消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表第1に定める額とする。

- 2 補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。
- 3 申請は、補助対象者の属する世帯につき1回限りとする。

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年3月24日までに、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
 - (1) 次に掲げる事項が全て記載されている補助対象経費に係る領収書又はレシート
の写し
 - ア 購入日
 - イ 購入店名
 - ウ 購入製品名又は型番

エ 購入費用及びその内訳

- (2) 購入した省エネ家電製品の型番及び製造番号が記載された製造事業者が発行する保証書の写し
- (3) 買替え前の家電製品に係る特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し
- (4) 誓約書
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の規定による申請は、市長が指定する申請フォームに、前項に掲げる書類と同等の情報を入力し、又は登録して送信する方法により行うことができる。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を決定し、速やかに補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、補助金の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知をしたときは、速やかに申請者に補助金の額を支払うものとする。

（取得財産の管理及び処分）

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって、適切な保守及び点検の実施により維持管理に努めなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内において、市長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保として提供（以下「処分」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 天災による破損等、補助金の交付を受けた者の責めに帰すべき事由以外の事由

で取得財産を処分するとき。

(2) 補助金の交付を受けた者の死亡、身体の不調等その他補助金の交付を受けた者の責めに帰すべき事由以外の事由により、取得財産を使用できなくなった場合に処分するとき。

(3) その他市長が適当と認めたとき。

3 補助金の交付を受けた者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分に関する承認申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前3項に定める場合において必要があると認めるときは、取得財産の管理及び運用の状況について調査することができるものとする。

5 市長は、第3項の規定による承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を精査し、適当と認めたときは、処分の承認をし、承認書により申請者に通知するものとする。

6 市長は、取得財産の設置の日から処分の日までにおける経過年数に応じ、別表第2に定める額を返還させることができる。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱又は交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の受給に関し不正の行為があったとき。

(協力)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて温室効果ガスの削減量等の算出に必要なデータの提供、調査等への協力を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の依頼があった場合は、データの提供、調査等について積極的に協力するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第 1 （第 5 条関係）

補助対象経費の額	補助金額
1 0 , 0 0 0 円以上 1 0 0 , 0 0 0 円未満	1 0 , 0 0 0 円
1 0 0 , 0 0 0 円以上 1 5 0 , 0 0 0 円未満	2 0 , 0 0 0 円
1 5 0 , 0 0 0 円以上	3 0 , 0 0 0 円

別表第 2 （第 9 条関係）

設置の日からの経過年数	補助金返還額
1 年未満	補助額全額
1 年以上 2 年未満	補助額に 6 分の 5 を乗じて得た額
2 年以上 3 年未満	補助額に 6 分の 4 を乗じて得た額
3 年以上 4 年未満	補助額に 6 分の 3 を乗じて得た額
4 年以上 5 年未満	補助額に 6 分の 2 を乗じて得た額
5 年以上 6 年未満	補助額に 6 分の 1 を乗じて得た額

備考 1 , 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。